

憲法を考える(1)

富山短期大学名誉教授 川中清司

日本国憲法の公布から、今年で七〇年を迎える。安倍晋三首相率いる自民党は「自主憲法制定」を掲げ、すでに改正草案を発表している。その理由の一つに、今の憲法はGHQ（連合軍総司令部）に押しつけられたとの見方がある。

北朝鮮の核実験や中国の海域侵犯で国土防衛が求められる中、平和憲法を守る声も高まっている。憲法は国民の不斷の努力によって守られる。今、私たちに求められるのは何なのか。憲法の歴史と内容を学び、今後のあり方を考える。

大日本帝国憲法

●明治維新から自由民権運動へ

一八六七（慶應三）年、幕府が大政奉還し、王政復古の大号令で明治政府が成立した。翌年、戊辰戦争の戦火の中で、「五箇条の誓文」を発表した。

「廣く會議を興し、万機公論に決すべし」

この宣言は、坂本竜馬や福井の由利公正が叫び続けた理念だった。時代は廢藩置県、士族の反乱、西南の役など激しく動き、板垣退助などの自由民権運動が高まつた。土佐の植木枝盛、民権派の千葉卓

三郎、官僚系の井上毅や西周などが憲法の案をつくり、国会開設の運動が展開された。国民が選ぶ議員による議会を開けと「民選議院設立の建白書」が左院に提出された。

●近代国家の欽定憲法へ

政府は憲法制定により、近代國家の仲間入りを目指した。一八八年、勅諭により明治二三年に国會を開くと公約し、伊藤博文をヨーロッパに派遣し、ドイツ憲法を学ばせた。八五年に初代の総理大臣となつた伊藤は、憲法草案をつくり、君權（天皇の権利）を制限し、臣民の権利を保護することを盛つた。アメリカでも女性や黒人に参政権を認めていない当時としては、通常の立憲民主制の内容であった。一八八九（明治二二）年に大日本帝國憲法（明治憲法）がつくられ、翌九〇年に施行された。

●天皇が与えた臣民の権利

国民は憲法発布を「お天子さまが絹布の法被をくださる。何だかありがたいものだそうだ」と喜んだ。だが、その実体は天皇が下した「欽定憲法」で、主権は天皇にあり、神聖にして侵すべからず。裁判も天皇の名で行われ、陸海軍の統帥権も握っていた。臣民の権

利は恩恵的で制限され、国会は天皇の協賛機関、内閣は天皇の輔弼機関にすぎず、首相は元老などの推薦で天皇が任命した。

国民は兵役の義務に伏し、命は国家権力に委ねられた。

●軍部独走の戦争国家へ

日清、日露の戦争を経て軍国主義が進んだ。満州事変（一九三一年）を境に軍部が台頭し、二・二六事件（三六年）では、将兵二四〇〇名が蜂起して首相官邸などを襲い、高橋是清蔵相らを殺害した。戦時体制が進み、日中戦争から太平洋戦争（四一年）へと突入した。一枚の召集令状で戦場に駆り出され、拒めば憲兵に銃殺された。「聖戦」の前では人の命は紙よりも軽く、多くの若者が戦場に散つていった。三一〇万人の市民も犠牲となつた。一九四五（昭和二〇）年、広島と長崎に原爆が投下。昭和天皇の裁断でボツダム宣言を受託し、ようやく終戦を迎えた。

●止められない権力の暴走

ふり返ると、明治憲法は暴走した。立憲君主制のもと、それなりの民主制を保ち議会もあり、人権も認めていた。

しかし、国家権力は暴走する。裁判も天皇の名で行われ、陸海軍走り出すと止められない。國のた

めの聖戦という全体の力の前に、個人の力は抹殺された。それを国民主体の世の中に戻すには、とてもない努力と犠牲が必要となる。権力に逆らう者は投獄、抹殺された。再びこの過ちを繰り返してはならない。国家権力を縛るものこそ憲法であることを銘記せねばならない。

日本国憲法

●新憲法は押しつけだつたのか

日本国憲法は、終戦直後にマッカーサー最高司令官が率いるGHQの強い影響下で作成された。だが「押しつけ憲法」をそのまま受け入れたものではない。日本が受託したポツダム宣言には「平和主義、民主主義、人権尊重を柱とした政治体制をつくること」が明示されており、新憲法はそれを柱としたものであつた。

国内では事前に憲法研究会の鈴木安蔵らがまとめた「憲法草案」が政府やGHQに提出され、そこには明治時代の草案や自由民権時代の思想も流れていた。GHQメンバーも「民主的で賛成できる」と高く評価し、マッカーサー草案の土台ともなつてゐる。

●マッカーサーが憲法改正要求

一九四五（昭和二〇）年一〇月、マッカーサー司令官は幣原喜重郎首相に憲法の改正を求めた。憲法問題調査委員会を設け、検討に入つた。それに基づく政府試案が新聞に発表されたが「天皇の統治権の不变」など、明治憲法と骨子が変わらなかつたため、マッカーサーはGHQ民政局に憲法草案の作成を命じた。その骨子には、①(2)戦争放棄、③封建制度の廃止など、三条件が示された。

民政局は二五人の委員を選び、國連憲章や世界各国の憲法を参考に九日間で草案づくりを終えた。

●国内で議論盛り上がる

一方、日本国内では各政党をはじめ、高野岩三郎や森戸辰男などの民間の学者グループが、憲法改正案を発表した。内容には「日本

メリカの一方的な押しつけではなく、草案づくりも日米間で相当な

議論がなされていた。

●議会で論議し修正可決

憲法草案が発表された翌月の四月一〇日に、旧明治憲法のもとで、戦後初めての衆議院選挙が行われた。日本自由党が第一党となり吉田茂内閣が誕生した。四月一七日に正式な憲法草案が完成した。六月二〇日「大日本帝国憲法改正案」が衆議院に上程され、特別委員会で審議し、条文を修正したあと衆議院で可決。貴族院の審議を経て衆議院で再審議し、一〇月七日に賛成四二一、反対八の圧倒的多数で可決し、枢密院でも可決され、日本国憲法が成立した。反対は共産党議員六人で「民主化が不徹底」との理由だった。

●国王の力を制限した権利章典

一七世紀に入り、ジエームス一世や次のチャールズ一世が、議会を無視した政治を行つた。それに対し議会が立ち上がり、法に反する課税や人身の拘束を行わないよう、一六二八年に「権利請願」を行つた。だが、王は聞き入れず議会を停止するなど、法を無視した政治を行つた。議会や市民が反発し、「清教徒革命」が起り、王は処刑された。次のチャールズ二世や弟のジェームス二世も議会軽視の政治を行い、一六八八年に二度目の市民革命「名誉革命」が起きた。議会は、「国民と議会の権利と自由」を定めた「権利の宣言」を行い、一六八九年、ウイリアム三世がこれを受け入れ「権利章典」が成立した。

●憲法の原点 英国の大憲章

憲法の源は、一二一五年に制定したイギリスのマグナカルタ（大憲章）と言われている。ジョン国王の専横（好き勝手によるまゝ）とな政治に対して、議会を構成していた貴族や僧侶が、勝手な課税などを禁ずるよう、国王との間で交わした合意文章である。その内容は、【二二条】王の決定だけある。それ以後は国王といえども、で税金を集めることを禁ずる。三条裁判によらなければ自由、生命、財産は侵されない、などである。それ以後は国王といえども、政界は議会と法の下に置かれることがとなり、これが「立憲君主制」の原点とされている。

●立憲君主制の確立

権利章典は、君主が政治的権力

を持たない立憲君主制を確立した画期的なものだ。議会制民主主義の源となって、各国の憲法に生かされた。国王が「君臨すれど統治せず」という原則は、現在の日本国憲法の「象徴天皇制」にも受け継がれている。第一条に「天皇は、日本國の象徴であり、日本國民統合の象徴であつて、この地位は、主權者の存する日本國民の総意に基づく」と謳つてある。天皇は国会の召集、衆議院の解散、大臣の任免などを行うが、「内閣の助言と承認」によって行われ、実際の政治をする力は与えられていない。

●名譽革命の支柱 政府二論

名譽革命は流血を伴わなかつたため、「無血革命」とも呼ばれた。革命を理論的に正当化したのは、ジョン・ロックの「政府二論」であった。「国王は君臨すれども統治せず」。国王の存在を認めながら、政治の実体は議会に移り、国民の権利も保障された。後の立憲君主制の確立に大きな影響を与えた。

●ルネサンスから個人尊重へ
ジョン・ロックの思想は憲法の源となつていている。一四世紀から一六世紀にかけて起きたルネサンス（文芸復興）は、芸術文化だけでなく思想上の革新運動に広がり、

「人間復興」へと発展した。個人の権利や人間性の重視へと進み、

「個人の自由」の概念が生まれた。

ロックはそれを明確に主張し、「自然権思想」を唱えた。人間の権利は生まれながらにして自然に備わつたもので、神や王様から与えられたものではない。勝手に制約されではならないと説いた。

ジョン・ロック

（一六三二～一七〇四年）の思想

政府二論→名譽革命の理論の根拠

・国王は君臨すれど統治せず

自然権思想→人間の権利は自然に備わつていて

社会契約説→これを守るために政府をつくる

・国家＝人民と政府の契約

抵抗権→革命＝失政に対し国民は武力で抵抗

●国家と人民の契約で成立

ロックは、さらに「社会契約説」

持を失い独裁政治をする場合は、國民は武力をもつて抵抗し、革命を起こしてよいとする思想だ。

●独立戦争・フランス革命に影響

だが、こうした理論が発表されたのは、一六九〇年ごろの名譽革命の直後で、当時のヨーロッパ社会では受け入れられなかつた。ギリスの國家は国王がつくつたものであり、市民との契約でできたものではない」とする市民感覚が支配していたからだ。この思想が現実に用いられたのは、海を渡つたアメリカで約九〇年後のこと。後のアメリカ独立戦争やフランス革命にも大きな影響を与えた。

●民主主義は民衆統治

民主主義とは、民衆が国家を支配する統治体制である。民主主義（デモクラシー）の語源は、ラテン語の「demos（民衆）」と「cracy（支配・統治）」で「民衆統治」をさしている。民主主義体制は、国民の集合体が国であり、国民が権力の主体である。国民が自由や平等などの人権を守るため、国民同士が話し合つて自国を動かす。国民の自己責任で政治を行う。その制度として選挙を通じて代理者を選び、その者に委任して政治を行わせる、間接民主主義の形をとつてている。

●憲法は国家をしばり、法律は国をしばる

六法全書で知られるように、日本の主な法律は、憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法の六つから成る。だが、憲法とほかの法律ではまったく性格が異なる。

法律は、われわれ國民が守るべきルールであり、強制力を伴い国民が縛られる。憲法は國民が國家権力を制限して、國民の自由と権利を保障するものであり、國の権力を有する者に守らせるものだ。憲法に違反した法律や規則や命令はつくれない。法律は國家が國民を縛り、憲法は國民が國家を縛るものだ。

●平和、人権、不斷の努力で守る

憲法には三本の柱がある。「平和主義」「主権在民」「基本的人権」である。いずれも人類が長い戦いの末に築き上げたものだ。人間は、生まれながらにして権利を持つてゐる。國は、その権利を保障しなければならない。何よりも大事なことは、憲法を築いてきた先人に思いを致し、國民の絶え間ない努力でこれらを守り抜くことだ。憲法第一二条には「憲法が國民に保障する自由及び権利は、國民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない」と謳つてゐる。

立つ。國家は、人民の権利を守るためにある。國家に安全や秩序を守り、犯罪者を処罰する権限を与える。國家が人民の権利を侵害すれば、人民はこれに抵抗することができる。國家が失政で国民の支

持を失い独裁政治をする場合は、國民は武力をもつて抵抗し、革命を起こしてよいとする思想だ。

●六法全書で知られるように、日本の主な法律は、憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法の六つから成る。だが、憲法とほかの法律ではまったく性格が異なる。

法律は、われわれ國民が守るべきルールであり、強制力を伴い国民が縛られる。憲法は國民が國家権力を制限して、國民の自由と権利を保障するものであり、國の権力を有する者に守らせるものだ。憲法に違反した法律や規則や命令はつくれない。法律は國家が國民を縛り、憲法は國民が國家を縛るものだ。

●平和、人権、不斷の努力で守る

憲法には三本の柱がある。「平和主義」「主権在民」「基本的人権」である。いずれも人類が長い戦いの末に築き上げたものだ。人間は、生まれながらにして権利を持つてゐる。國は、その権利を保障しなければならない。何よりも大事なことは、憲法を築いてきた先人に思いを致し、國民の絶え間ない努力でこれらを守り抜くことだ。憲法第一二条には「憲法が國民に保障する自由及び権利は、國民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない」と謳つてゐる。